

「エルシエナ・マンドリンアンサンブル」会則

1 名称

本会は、「エルシエナ・マンドリンアンサンブル」と称する。

2 趣旨

1. マンドリンオリジナル曲を中心に、クラシック及びそれに準ずる内容のある楽曲を演奏する事により、向上心を持って音楽に接する楽しみを得る。
2. 常に夢と希望と目標を持って、前向きなチャレンジ精神を持つ。
3. 地域の青少年の健全な育成を目指し、共に音楽を通じて会話を進める。
千葉県・千葉市の慰問活動を通じて地域の活性化に貢献する。
(老人ホーム・病院等の慰問演奏の実施・学校等の演奏会の実施)

3 会員

本会の趣旨に賛同し、加入申し込みをしたものを会員として構成する。会員は以下の事項を遵守しなければならない。

1. 第5条に定める会費を納入すること。
2. 第2条に定める本会設立の趣旨を理解・賛同し、会運営に協力的に活動すること。

4 活動

1. 定期演奏会開催を主たる目的とし、合奏練習及び必要に応じてパート練習を行う。
その他の演奏活動は定期演奏会開催に影響のない範囲で行う。
2. 練習会場は、原則として千葉市文化センター第1スタジオとする。
3. 練習時間は、原則として第1、3日曜日の午後1時から5時までとし、変更する場合予め会員に周知徹底する。
又、練習会場等の変更の場合も同様とする。
4. 会員は、月2回の練習に参加するよう努め、欠席する場合には代表あるいはパートトップに連絡する。
5. 休会制度は原則として設けない。
但し、本人から休会の申し出があり、その理由について代表がやむを得ないと認められた場合は休会扱いとする。

5 会費

1. 会員は、運営費として月額2,000円(学生は1,000円)の会費を納めるものとする。
2. 原則として、欠席の場合も会費を納めるものとする。
3. 入会金は徴収しない。
4. 必要に応じ定期演奏会の臨時会費を徴収する。

6 退会

1. 会員の事由により退会の必要が生じた場合は、速やかに代表に申し出るものとする。
2. 練習欠席が継続し欠席連絡若しくは何らかの方法での意思表示が3月間なされない場合は、当該会員の意思確認を要せず退会扱いとする。

7 運営

1. 本会は第2条に定める趣旨を実現する為に、意思決定機関として以下に定義する役員会を置く。
 - (a) 構成
代表、演奏会実行委員長、マネージャ(代表補佐)、各パート代表者(トップないしサブトップ)で構成する。
 - (b) 機能
会の運営事項に関する重要事項については、役員会で決定し総会の承認を得るものとする。
2. 本会の活動に必要な実務に関し、広報・行事・会計・譜面・庶務の各担当を置く。担当者は各自の裁量において責任をもって役割を遂行する。
なお、役員と担当の兼務は妨げない。
3. 毎年12月に、定期総会を開催し活動報告等を行う。会計年度は1月1日より12月31日とまでとし、締め後に会計報告を行う。

8 その他

1. 本会則の変更については、第2条に定める趣旨に沿う範囲内において修正案を総会に提出し、全会員の過半数の承認を得る事を要す。
ただし、第2条および第2条の変更を禁止する条項を変更することはできない。
2. 総会は、会員の2分の1の出席(委任状含む)で成立するものとする。

9 附則

1. 平成17年12月18日制定、発効
2. 平成18年12月17日一部追加修正
3. 平成20年 3月30日一部改訂
4. 平成21年12月20日一部改訂